

報告タイトル

李承晩政権初期韓国における政府形態論争に関する研究

—1950 年 3 月と 1952 年 1 月の憲法改正案の内容と国会での審議分析を中心に—

A Study on the Debate of Government Forms in Korea in the Early Period of  
Syngman Rhee's Administration

-Focusing on the contents of the constitutional amendment in March 1950 and  
January 1952 and the deliberation and analysis of the National Assembly-

氏名(所属)

高城建人(京都大学非常勤講師)

Takashiro Kento (Kyoto University part-time lecturer)

要旨(800 字程度)

本研究は、1950 年代韓国で起こった政府形態論争に関する研究である。具体的には、1950 年と 1952 年に起こった国会での憲法改正議論を重点的に述べていく。

李承晩政権期(1948 - 1960)は、朝鮮半島で初めての民主政治の実現に向けて様々な試行錯誤が行われた時期であり、韓国政治史において重要である。同時期は、様々な政治構想が建てられ、意見の違いによって対立も発生していた。特に対立が激しかったのが李承晩政権初期(1948 - 1952)であり、当時李承晩政権と主に国会で勢力を持っていた民主国民党は対立を繰り広げていた。李承晩政権は大統領制が、民主国民党は議院内閣制が民主政治に最も適合するといって互いに譲らなかった。

1950 年以降民主国民党と李承晩によって改正が試みられるようになるのは、1950 年に入ってからである。その背景となったのは民主国民党と李承晩との対立という当時の政治的状況と両者の民主主義観の相違という通時的な側面の混在であった

民主国民党と李承晩政権は、それぞれ 1950 年 1 月と 1951 年 11 月に議院内閣制と大統領制の骨子である大統領直接選挙の憲法改正案を国会に提出した。そして両者はそれぞれの政府形態のよさを述べて自らの行動を正当化した。

憲法改正案を提出の際に民主国民党は、議会とその議会の中で活躍する政党が民主政治の核心であり、両者が政治の中心を担うべきだと主張した。それに対して李承晩は、主権在民の原則のもと、行政府の長は議会ではなく国民が直接選ぶべきだと主張した。

民主国民党と李承晩政権が提出した憲法改正案は、それぞれ 1950 年 3 月と 1952 年 1 月に否決された。しかし、当時民主国民党と李承晩政権との間で起こった①行政府の長と信任と責任の所在、②民意の捉え方、③議会の捉え方、④行政独裁と議会独裁どちらを最も懸念すべきか、以上 4 つの争点は、1952 年 7 月の憲法改正を経て、1954 年憲法改正まで続いていく。